

宝位に嗣登するや、仁恩は広大にして万邦に普及す。附搭の物貨を將て、煩^{わづ}為^がわくは題奏し乞いて、永樂及び宣徳三年（二四二八）の事例に照らして銅錢を給与し、回国して流通せしめんことを。国用乏しからず、職貢常有るを得るに庶^{ちか}からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

成化元年（二四六五）八月十五日

通事金鏘 読麻查理船

存留李榮

通事梁応 固志羅魯船

存留鄭傑

咨

注（一）程鵬 この入貢は『明実録』成化二年閏三月乙亥の条に記事がある。

（二）乞恩の事（二二一九）に本文書と同じ内容の奏文がある。
注は同項を参照。

1-17-17 国王尚徳より礼部あて、進貢の咨（二四六六、一〇、二二）

琉球国中山王尚徳、進貢等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件し移咨す。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、進貢の事。今、長史蔡璟^シ・使者沈滴布等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び徳字等号海船二隻に坐駕し、馬三十匹・硫黄四万斤を装載し、京に赴き進収せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の蘇木・胡椒は附搭して前来す。煩^{わづ}為^がわくは題奏し、加えて絹匹を給備するを賜わんことを。航海の遠人をして利便ならしむるに庶^{ちか}からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

成化二年（二四六六）十月初二日

一号船 差^{ちが}わす通事林茂 存留 梁徳

二号船 差^{ちが}わす通事蔡曦 存留 馬俊

進貢
等の事 咨

注（一）蔡璟 この入貢は『明実録』成化三年三月乙酉の条に記事がある。